五　規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	二万千五百円
規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万二千四百円
規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万二千四百円
規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万三千三百円
六　規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	四万二千四百円
規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万千八百円
その他の場合	六万三千三百円
規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万千八百円
その他の場合	六万三千三百円
規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の種類及び同条第二項各号に掲げる方法のいずれかのみに係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	四万千八百円
そ　規則第二百三十六条の四十第一項第五号に掲げる無人航空機の他の種類に係る限定をされた二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明を有する場合	六万二千七百円
合　その他の場合	八万四千二百円